古賀市環境審議会

第5回古賀市版環境カウンセラー制度部門会(書面開催)における各委員の意見

項目	主な意見
[1 全般的なこと]	・1-①「SDGs」(持続可能な開発目標)の観点から「制度概要」を捉えて、位置づけを明確化するよう検討していただきたい。(吉見委員)【資料2】p.1・1-②制度説明の中で、プログラムの「認定」か「採択」か表現が混在しているところがあるので、誤解を少なくするために統一しては。(上杉委員)【資料2全般】
〔2 運営・利用に関すること〕	・2-①環境プログラムについて、「専門的知見を要するプログラムについては、外部講師の招聘を可能とする」条項の追加の検討をしていただきたい。(吉見委員)【資料2】p.3・2-②アドバイザーの活動の流れの項目に「アドバイザーは必要に応じてサポーターの依頼と打合せをする」とあった方が分かりやすいのでは。(渡邊委員)【資料2】p.3・2-③サポーターの登録要件は「環境に関心のある個人、もしくは団体」とあるが、部会では、自力でこれる高校生以上となったと思われるが。(渡邊委員)【資料2】p.4・2-④アドバイザー登録申請書(団体)について、アドバイザー数の欄はありますが、アドバイザー名の記入欄は必要ないでしょうか。(渡邊委員)【資料3-2】・2-⑤サポーター登録申請書(個人)について、ボランティア証明書発行希望があった場合のために、学校名と学年の記載欄は必要ないでしょうか。(渡邊委員)【資料3-3】
[3 その他・質問]	・3-①アドバイザーが講師を務める年に学習会を開催するとあるが、そのプログラムに関する学習会という意味でしょうか。(木庭委員)【資料2】p.2・3-②活動中におけるアドバイザー、サポーターの事故やアドバイザー、サポーターが第三者を傷付けた場合の保険は市の「全国市長会市民総合賠償補償保険」で対応とあるが、保険料の負担はだれがするのですか。(木庭委員)【資料2】p.2、p.4・3-③「利用者が支払う講師料及び交通量については、無料とする」利用者負担はなしという意味でしょうか。(木庭委員)【資料2】p.3・3-④「アドバイザーは登録を行う際に、新規プログラム登録するか、既存プログラムに掲載される必要がある」とあるがどういう意味か。(木庭委員)【資料2】p.2、p.6